

# 第3章

計画の基本的な考え方  
及び

量の見込みと確保内容等

## (1) 基本理念

子どもは、社会に元気を与えてくれる希望、そしてまちの未来をつくる原動力であり、子どもの健やかな育ちと子育て支援を推進するため、第1期計画においては、「子どもの明るい声がひびきあう中津市」を基本理念に「笑顔のあふれるまち」をめざしました。

第2期計画においては、第1期計画の理念を将来ビジョンとし、「その笑顔が未来（なかつ）を創る！～みんなでつなごう、笑顔のループ～」を基本理念に、子どもを含む若者が将来（就労・結婚・出産など）に希望を描きその希望が叶えられるよう、また、子どもたちに「生まれ育った中津で子育てしたい！子育てするなら中津で！」と思ってもらえるよう、「みんなが子育てしたくなるまち」をめざします。

### 「いってきます」そして「ただいま」

中津市長 奥塚 正典

新聞に中津市の広告を出しました。中津出身の若い2人の実話をもとに写真は中津駅ホームでの撮影です。高校を卒業生まれ育った中津を出る男子学生の「いってきます、中津」。これは何かと思ひながら次頁をめくると、「ただいま、中津」と女性が登場。中津を一旦離れたが、大好きなふるさとに帰り働くことになったのです。職員が考えた2面連続の仕掛けです。

広告のねらいは、「中津は活力と魅力あるまち。戻って来たいと思うあなたを待っています。そして中津はよいとこ、来てください」という中津大好きメッセージです。幸い中津市は出生率が高く若者が多い。日本の総人口が減る中、人口増とはいきませんが、最近では中津から市外へ出る人より入ってくる若い人が多い。中津出身で地元に戻ってくる人、働く場所が中津にあり住む人があるからです。多くの自治体ではどの年代も人口が減っているなかで中津が持っている強みです。

この強みを生かして、これからとも「人を育てる」ことが大切です。そのためには、子どもを産み育てやすい環境づくりと、中津を愛し知・徳・体を備えた人材を育てる教育環境の整備が大事です。また同時に中津に住みたいと思う人に働く場、仕事がなければなりません。企業誘致や地場産業の振興を図り、できるだけ多くの方が働きたいと思う魅力ある「仕事をつくる」

ことにより経済や消費を盛んにすることも必要です。

中津が住みやすく楽しい、次世代が生まれる、よい教育が受けられる、家族や友人がいる、仕事がある、食べ物がおいしい、将来も安全・安心である、こんな暮らし満足をさらに増やしたいものです。

若い2人へ、「いってらっしゃい」そして「おかえり、中津で幸せに」。



## (2) 基本目標・施策体系

第2期計画では、第1期計画で推進した「笑顔のあふれるまちづくり」を基礎とし、「その笑顔が未来（なかつ）を創る！～みんなでつなごう、笑顔のループ～」の基本理念の下で「みんなが子育てしたくなるまち」を基本目標に掲げます。

また、国が定める「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」の「子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項」を基本施策として捉えるとともに、総合計画におけるキーワード「安心・元気・未来」に沿って「子ども・子育て支援施策」を推進します。



## (3) 計画策定における基本的な考え方

本市では、計画の策定にあたり、保育・教育事業と地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況や利用希望を把握するため、平成31年2月に就学前児童と就学児童の保護者への利用希望調査（以下、「ニーズ調査」という。）を行い、この調査結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業における「量の見込み」の算出等の手引き」を参考にし、計画期間における数値目標を設定しました。

また、事業ごとの「区域設定」について、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の保育・教育の利用状況、施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して、「保育・教育の事業の実施区域」及び「放課後児童健全育成事業の実施区域」は「中津・三光地域」と「本耶馬溪・耶馬溪・山国地域」の2区域とし、放課後児童健全育成事業を除く「地域子ども・子育て支援事業の実施区域」については「中津市全域」の1区域と設定しました。

(4) 幼児期の保育・教育の量の見込みと確保内容

保育・教育に係る認定区分（1号・2号・3号）ごとの量の見込みの算出は、国が示した「量の見込みの算出等のための手引き」に準じ、全国で共通の項目について算出しました。

【中津市全域】

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1号認定	量の見込み	870	852	810	761	723
			▲ 18	▲ 42	▲ 49	▲ 38
			-2.1%	-4.9%	-6.0%	-5.0%
	1号こども	259	254	241	227	215
	2号こども幼稚園ニース	611	598	569	534	508
	確保方策	1,026	1,071	1,071	1,071	1,071
	特定教育・保育施設	1,026	1,071	1,071	1,071	1,071
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
差引（確保方策－量の見込み）	156	219	261	310	348	
2号認定	量の見込み	1,439	1,408	1,339	1,258	1,195
			▲ 31	▲ 69	▲ 81	▲ 63
			-2.2%	-4.9%	-6.0%	-5.0%
	保育ニース	1,439	1,408	1,339	1,258	1,195
	確保方策	1,347	1,347	1,347	1,347	1,347
	特定教育・保育施設	1,347	1,347	1,347	1,347	1,347
	こども園(両ニース)	569	711	711	711	711
	保育所（保育ニースのみ）	778	636	636	636	636
差引（確保方策－量の見込み）	▲ 92	▲ 61	8	89	152	
二 幼 1 稚 ス 園	量の見込み	870	852	810	761	723
	確保方策	1,595	1,782	1,782	1,782	1,782
	1号認定	1,026	1,071	1,071	1,071	1,071
	2号認定（こども園）	569	711	711	711	711
	差引（確保方策－量の見込み）	725	930	972	1,021	1,059
1 ・ 2 号	量の見込み	2,309	2,260	2,149	2,019	1,918
	確保方策	2,373	2,418	2,418	2,418	2,418
	差引（確保方策－量の見込み）	64	158	269	399	500

## 【中津市全域】

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
3号認定	量の見込み(0歳)	309	306	301	297	292	
	確保方策	337	337	337	337	337	
	特定教育・保育施設	331	331	331	331	331	
	特定地域型保育事業	6	6	6	6	6	
	企業主導型	-	-	-	-	-	
	差引(確保方策-量の見込み)	28	31	36	40	45	
	量の見込み(1、2歳)	874	815	808	797	787	
	確保方策	1,022	1,022	1,022	1,022	1,022	
	特定教育・保育施設	1,009	1,009	1,009	1,009	1,009	
	特定地域型保育事業	13	13	13	13	13	
	企業主導型	-	-	-	-	-	
	差引(確保方策-量の見込み)	148	207	214	225	235	
				▲ 62	▲ 12	▲ 15	▲ 15
				-5.2%	-1.1%	-1.4%	-1.4%
確保方策	1,359	1,359	1,359	1,359	1,359		
特定教育・保育施設	1,340	1,340	1,340	1,340	1,340		
特定地域型保育事業	19	19	19	19	19		
差引(確保方策-量の見込み)	176	238	250	265	280		
合計	量の見込み・計	3,492	3,381	3,258	3,113	2,997	
			▲ 111	▲ 123	▲ 145	▲ 116	
			-3.2%	-3.6%	-4.5%	-3.7%	
	確保方策	3,732	3,777	3,777	3,777	3,777	
	特定教育・保育施設	3,713	3,758	3,758	3,758	3,758	
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	
特定地域型保育事業	19	19	19	19	19		
差引(確保方策-量の見込み)	240	396	519	664	780		

※2号認定の不足量に係る確保策は、公立幼稚園等の在園児を対象とした一時預かりで対応する。

## 【中津・三光地域】

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1号認定	量の見込み	826	809	769	724	687
			▲ 17	▲ 40	▲ 45	▲ 37
			-2.1%	-4.9%	-5.9%	-5.1%
	1号こども	253	248	235	222	210
	2号こども幼稚園ニース	573	561	534	502	477
	確保方策	1,026	1,071	1,071	1,071	1,071
	特定教育・保育施設	1,026	1,071	1,071	1,071	1,071
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
不足量	▲ 200	▲ 262	▲ 302	▲ 347	▲ 384	
2号認定	量の見込み	1,366	1,337	1,271	1,196	1,136
			▲ 29	▲ 66	▲ 75	▲ 60
			-2.1%	-4.9%	-5.9%	-5.0%
	幼稚園ニース	0	0	0	0	0
	保育ニース	1,366	1,337	1,271	1,196	1,136
	確保方策	1,221	1,221	1,221	1,221	1,221
	特定教育・保育施設	1,221	1,221	1,221	1,221	1,221
	こども園(両ニース)	569	711	711	711	711
保育所(保育ニースのみ)	652	510	510	510	510	
不足量	145	116	50	▲ 25	▲ 85	
二 1 稚 ス 園	量の見込み	826	809	769	724	687
	確保方策	1,595	1,782	1,782	1,782	1,782
	1号認定	1,026	1,071	1,071	1,071	1,071
	2号認定(こども園)	569	711	711	711	711
	不足量	▲ 769	▲ 973	▲ 1,013	▲ 1,058	▲ 1,095
1 ・ 2 号	量の見込み	2,192	2,146	2,040	1,920	1,823
	確保方策	2,247	2,292	2,292	2,292	2,292
	不足量	▲ 55	▲ 146	▲ 252	▲ 372	▲ 469

## 【中津・三光地域】

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
3号認定	量の見込み(0歳)	299	294	291	287	283
	確保方策	317	317	317	317	317
	特定教育・保育施設	311	311	311	311	311
	特定地域型保育事業	6	6	6	6	6
	企業主導型	-	-	-	-	-
	不足量	▲18	▲23	▲26	▲30	▲34
	量の見込み(1、2歳)	827	774	767	758	748
	確保方策	958	958	958	958	958
	特定教育・保育施設	945	945	945	945	945
	特定地域型保育事業	13	13	13	13	13
	企業主導型	-	-	-	-	-
	不足量	▲131	▲184	▲191	▲200	▲210
	量の見込み(全体)	1,126	1,068	1,058	1,045	1,031
			▲58	▲10	▲13	▲14
			-5.2%	-0.9%	-1.2%	-1.3%
確保方策	1,275	1,275	1,275	1,275	1,275	
特定教育・保育施設	1,256	1,256	1,256	1,256	1,256	
特定地域型保育事業	19	19	19	19	19	
不足量	▲149	▲207	▲217	▲230	▲244	
合計	量の見込み・計	3,318	3,214	3,098	2,965	2,854
			▲104	▲116	▲133	▲111
			-3.1%	-3.6%	-4.3%	-3.7%
	確保方策	3,522	3,567	3,567	3,567	3,567
	特定教育・保育施設	3,503	3,548	3,548	3,548	3,548
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
	特定地域型保育事業	19	19	19	19	19
不足量	▲204	▲353	▲469	▲602	▲713	

※2号認定の不足量に係る確保策は、公立幼稚園等の在園児を対象とした一時預かりで対応する。

【本耶馬溪・耶馬溪・山国地域】

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1号認定	量の見込み	44	43	41	37	36
			▲1	▲2	▲4	▲1
			-2.3%	-4.7%	-9.8%	-2.7%
	1号こども	6	6	6	5	5
	2号こども幼稚園二一ズ	38	37	35	32	31
	確保方策	0	0	0	0	0
	特定教育・保育施設	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
	差引（確保方策一量の見込み）	▲44	▲43	▲41	▲37	▲36
2号認定	量の見込み	73	71	68	62	59
			▲2	▲3	▲6	▲3
			-2.7%	-4.2%	-8.8%	-4.8%
	幼稚園二一ズ	0	0	0	0	0
	保育二一ズ	73	71	68	62	59
	確保方策	126	126	126	126	126
	特定教育・保育施設	126	126	126	126	126
	こども園(両二一ズ)	0	0	0	0	0
保育所（保育二一ズのみ）	126	126	126	126	126	
	差引（確保方策一量の見込み）	53	55	58	64	67
二幼 一稚 ス園	量の見込み	44	43	41	37	36
	確保方策	0	0	0	0	0
	1号認定	0	0	0	0	0
	2号認定（こども園）	0	0	0	0	0
		差引（確保方策一量の見込み）	▲44	▲43	▲41	▲37
1・ 2号	量の見込み	117	114	109	99	95
	確保方策	126	126	126	126	126
		差引（確保方策一量の見込み）	9	12	17	27



【本耶馬溪・耶馬溪・山国地域】

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
3号認定	量の見込み(0歳)	10	12	10	10	9
	確保方策	20	20	20	20	20
	特定教育・保育施設	20	20	20	20	20
	特定地域型保育事業	-	-	-	-	-
	企業主導型	-	-	-	-	-
	差引(確保方策-量の見込み)	10	8	10	10	11
	量の見込み(1、2歳)	47	41	41	39	39
	確保方策	64	64	64	64	64
	特定教育・保育施設	64	64	64	64	64
	特定地域型保育事業	-	-	-	-	-
	企業主導型	-	-	-	-	-
	差引(確保方策-量の見込み)	17	23	23	25	25
	量の見込み(全体)	57	53	51	49	48
			▲4	▲2	▲2	▲1
			-7.0%	-3.8%	-3.9%	-2.0%
確保方策	84	84	84	84	84	
特定教育・保育施設	84	84	84	84	84	
特定地域型保育事業	-	-	-	-	-	
差引(確保方策-量の見込み)	27	31	33	35	36	
合計	量の見込み・計	174	167	160	148	143
			▲7	▲7	▲12	▲5
			-4.0%	-4.2%	-7.5%	-3.4%
	確保方策	210	210	210	210	210
	特定教育・保育施設	210	210	210	210	210
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
特定地域型保育事業	-	-	-	-	-	
差引(確保方策-量の見込み)	36	43	50	62	67	

※本耶馬溪・耶馬溪・山国地域の1号ニーズは、中津・三光地域の施設等が補完する。

## (5) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保内容

各年度における量の見込みは、居住する子ども及びその保護者の利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえて設定しています。具体的には、国が示した「量の見込みの算出等のための手引き」に準じ、利用状況及び利用希望を分析・評価し、参酌基準及び本市の状況を踏まえながら各事業ごとに量の見込みを定めるものとします。

なお、本項においては各事業の概況を記載し、具体的な内容等は第4章の「テーマごとの具体的な方針等」に記載することとします。

### ①利用者支援事業【継続】

子どもや保護者の身近な場所で、保育・教育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業

#### 【基本型】

区分	単位	H30	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込	ヶ所	1	1	1	1	1	1
確保数	//	1	1	1	1	1	1

#### 【母子保健型】※子育て世代包括支援センター

区分	単位	H30	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込	ヶ所	1	1	1	1	1	1
確保数	//	1	1	1	1	1	1

#### 【提供体制または確保策】

地域医療対策課内に母子保健型として「子育て世代包括支援センター」を設置し、保健師・助産師が妊娠期から子育て期にわたり、妊産婦・乳幼児等へ継続的な支援を実施します。また、基本型として、「子ども家庭総合拠点」を担う子育て支援課内に利用者支援専門員「なかつ子育てパートナー」を配置し、各地域子育て支援拠点事業所（子育て支援センター）と連携して相談支援・情報提供を図るほか、母子保健型との連携・情報共有により相互の機能を補完します。



## ②地域子育て支援拠点事業【継続】

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の解消に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業

【0～2歳】	単位	H30	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込 ※利用延人数	人	47,043	44,244	42,048	41,580	41,028	40,452
内) プレイルーム	//	25,295	23,803	22,621	22,370	22,073	21,763
内) その他	//	21,748	20,441	19,427	19,210	18,955	18,689
確保数	ヶ所	5	8	8	8	8	8

※なかつ・こどもいきいきプレイルームは、周辺市町からの利用も多い点、量の見込みは0～2歳を対象に推計している点から、中津市在住者の利用率を6割、3歳未満児の利用率を6割と設定し利用者数を計上する。

### 【提供体制または確保策】

中学校区を目安に地域バランスを考慮し、地域子育て支援拠点事業所(子育て支援センター)を8ヶ所設置(民間委託5ヶ所、直営3ヶ所)し、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施します。また、本耶馬溪・耶馬溪・山国地域においては児童館等による「出張ひろば」を実施します。

## ③妊婦健康診査【継続】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

区分	単位	H30	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込	件	9,115	8,820	8,722	8,596	8,470	8,344
確保数	//	9,115	8,820	8,722	8,596	8,470	8,344

※人口推計による出生数を妊婦数の見込みとし、妊婦1人あたりの健診回数を14回として受診件数を算出する。

### 【提供体制または確保策】

母子健康手帳の交付時に妊婦健康診査受診票(14回分)を配布し、大分県内の医療機関及び助産施設への委託により妊婦健診サービスを提供し、県外の医療機関等を受診する場合は償還払いにより公費負担を行う等、妊産婦の経済的負担の軽減と産科医療機関等と連携した適正な受診の勧奨に努めます。



#### ④乳児家庭全戸訪問事業【継続】

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

区分	単位	H30	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込	件	666	630	623	614	605	596
確保数	//	666	630	623	614	605	596

※人口推計による出生数を訪問件数とする。

【提供体制または確保策】

地域医療対策課（子育て世代包括支援センター）の保健師等が生後4ヶ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境を把握するほか、子育てに関する情報提供や相談に応じます。支援が必要な家庭には、子育て支援課（子ども家庭総合支援拠点）等関係機関と連携し、養育支援訪問事業につなげる等継続的な支援に努めます。

#### ⑤養育支援訪問事業【継続】

乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う事業

区分	単位	H30	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込	回	566	566	566	566	566	566
確保数	//	566	566	566	566	566	566

【提供体制または確保策】

乳児家庭全戸訪問事業等により、積極的な支援が必要と判断した家庭に対し、地域医療対策課（子育て世代包括支援センター）及び子育て支援課（子ども家庭総合支援拠点）の保健師等が訪問し指導・助言を行うほか、児童家庭支援センター等による育児・家事援助を実施します。

#### ⑥子育て短期支援事業【継続】

一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助（ショートステイ）事業、夜間養護等（トワイライトステイ）事業

区分	単位	H30	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込	日	125	144	139	135	130	126
確保数	ヶ所	3	3	3	3	3	3

【提供体制または確保策】

市内の児童養護施設2ヶ所、大分県内の乳児院1ヶ所に委託し、宿泊または日中・夜間の児童の預かりを実施し、要支援家庭等に対し適切な支援を行います。

## ⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）【継続】

乳幼児や小学生等の一時的な預かりや移動支援等の援助を希望する者と、これらの援助を行うことを希望する者との連絡・調整や援助を行うことを希望する者へ講習の実施等の支援を行う事業

区分	単位	H30	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込	件	167	270	266	260	256	250
確保数	//	167	270	266	260	256	250

※ニーズ調査結果による小学生のニーズ量の2倍の数値を未就学児も含めたニーズ量とする。

【提供体制または確保策】

子育ての援助に関するニーズに対応するため、援助者の養成強化を図り、援助活動に関する連絡・調整を社会福祉協議会に委託し実施します。

## ⑧一時預かり事業【継続】

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、幼児教育・保育施設で一時的に預かり、必要な保育を行う事業

区分	単位	H30	R2	R3	R4	R5	R6
【一般型】 量の見込	人	2,714	2,578	2,488	2,411	2,318	2,243
確保数	ヶ所	13	15	15	15	15	15
【幼稚園型】 量の見込	人	89,880	127,063	124,277	118,253	111,030	105,516
確保数	ヶ所	22	27	27	27	27	27

※ニーズ調査の最大利用日数（21日）を1人あたりの利用日数とし、一時預かりの利用率（2.9%）を人口推計による未就学児数に乗じて量の見込みを算出する。

【提供体制または確保策】

市内の幼児教育・保育施設 13 施設で実施しており、特に保護者のリフレッシュを目的とした利用を促進し、新たな実施施設の確保にも努めます。

また、公立幼稚園等における幼稚園型の一時預かりの実施により、保護者の就労形態やニーズの多様化に対応します。



## ⑨延長保育事業【継続】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業

区分	単位	H30	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込	実人数	694	1,100	1,061	1,028	989	957
	日	15,167	23,100	22,281	21,588	20,769	20,097
確保数	ヶ所	23	23	23	23	23	23

※H30年度の実績から、1人あたりの利用日数を21日とし、量の見込みを算出する。

【提供体制または確保策】

市内の幼児教育・保育施設23施設で実施しており、保護者の就労形態の多様化に即し、早朝または夜間における柔軟なサービス提供、新たな実施施設の確保に努めます。

## ⑩病児保育事業【継続】

病気等の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業

区分	単位	H30	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込	人	1,031	2,200	2,200	2,300	2,300	2,400
内) 病児保育	//	—	1,000	1,000	1,100	1,100	1,200
内) 病後児保育	//	1,031	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
確保数	ヶ所	1	2	2	2	2	2

【提供体制または確保策】

小児科医院に併設された病児保育施設1ヶ所（定員5名/日）、保育所に併設された病後児保育施設1ヶ所（定員9名/日）で実施しています。家族形態や保護者の就労形態の多様化に対応するため、「子の看護休暇」を取得しやすい環境の整備を進めるとともに、病児・病後児保育に対する新たなニーズ等、必要に応じ実施施設の確保に努めます。





## ⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【継続】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や専用施設等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

※利用希望による量の見込みは教育委員会作成の児童数の推計値にニーズ調査結果による利用希望率を乗じて算出する。

### 【中津市全体】利用希望による量の見込み

区分	単位	H31	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込	人	970	1,380	1,357	1,353	1,352	1,322
1年	〃	360	356	342	360	354	333
2年	〃	249	383	375	359	381	368
3年	〃	182	301	295	292	278	293
4年	〃	68	229	238	235	231	223
5年	〃	30	54	53	54	54	51
6年	〃	21	57	54	53	54	54
確保数	ヶ所(人)	34(970)	36	36	37	37	37(1,360)

### 【中津・三光地域】利用希望による量の見込み

区分	単位	H31	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込	人	854	1,302	1,280	1,276	1,272	1,243
1年	〃	335	339	322	340	332	317
2年	〃	288	362	355	338	358	345
3年	〃	152	286	280	277	262	276
4年	〃	50	218	230	227	223	211
5年	〃	14	48	45	49	48	46
6年	〃	15	49	48	45	49	48
確保数	ヶ所(人)	28(854)	30	30	31	31	31(1,240)

### 【本耶馬溪・耶馬溪・山国地域】利用希望による量の見込み

区分	単位	H31	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込	人	116	78	77	77	80	79
1年	〃	25	17	20	20	22	16
2年	〃	21	21	20	21	23	23
3年	〃	30	15	15	15	16	17
4年	〃	18	11	8	8	8	12
5年	〃	16	6	8	5	6	5
6年	〃	6	8	6	8	5	6
確保数	ヶ所(人)	6(116)	6	6	6	6	6(120)

[参考]

【中津・三光地域】

区分	単位	H31	R2	R3	R4	R5	R6
調査の推計による 量の見込	人	—	1,424	1,389	1,368	1,350	1,317
低学年	//	—	954	922	902	887	869
高学年	//	—	470	467	466	463	448
家庭状況等による 量の見込	//	—	1,122	1,110	1,099	1,101	1,073
低学年	//	—	731	721	706	709	695
高学年	//	—	391	389	393	392	378

【本耶馬溪・耶馬溪・山国地域】

区分	単位	H31	R2	R3	R4	R5	R6
調査の推計による 量の見込	人	—	74	71	71	68	67
低学年	//	—	46	46	46	47	46
高学年	//	—	28	25	25	21	21
家庭状況等による 量の見込	//	—	47	44	44	47	43
低学年	//	—	27	27	28	33	29
高学年	//	—	20	17	16	14	14

【提供体制または確保策】

市内 20 校区（深水校区は未実施）において、34 支援単位の放課後児童クラブを実施しており、中津地域内に新たに 3 支援単位を増設するほか、長期休業期間限定児童クラブの開設等により小学校低学年の待機児童を優先にその解消を図ります。

また、放課後子ども教室や児童館等の取り組みの充実により、主に小学校高学年の放課後の居場所づくりを強化します。





## ⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

新規参入事業者に対する相談・助言・巡回支援等を行う事業

区分	単位	H30	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込	事業者	—	—	—	—	—	1
確保数	//	—	—	—	—	—	1

【提供体制または確保策】

複雑・多様化する子育て支援ニーズに対応するため、あらゆる事業者の「子ども・子育て支援制度」への参入が適切に促進されるよう努めます。

### (6) 計画の推進にあたっての基本的視点

#### ①人と人とのつながりを深める～小さな親切心でいらん世話をやこう！～

本計画を推進するには、家庭・地域・学校・企業・行政が、次代を担う子どもやその家庭を支援していくことが必要です。それぞれの立場において、小さな親切心を持って関わりを深めようと「いらん世話をやく」ことで地域社会の一体感が醸成され、子どもやその家庭に対する大きなお世話（支援）につながることを期待されます。

#### ②ミニマム・スタンダード

本計画を推進するうえで、行政機関や関係支援機関等による支援の平準化を図る観点から、各機関等におけるミニマム・スタンダード（支援業務にあたっての最低限遵守すること）が明確にされるよう努めます。

#### ③子どもの意見の反映

児童福祉法や子ども・若者育成推進法、子どもの権利条約等の趣旨に沿い、本計画の推進にあたっては、子どもの意見が反映されるよう、その意向聴取や表明機会の提供に努めます。

### (7) 計画の周知及び進行管理

本計画の推進にあたっては、各部局の長が参画する「子ども・子育て支援連絡会議」を定期的を開催し、庁内の関係所属が連携して全庁的な「子ども・子育て支援」に取り組むことを明確にするるとともに、その内容は市ホームページ等を通じて、関係機関や関係団体、市民に対して周知を図ります。

また、中津市子ども・子育て会議において、本計画に基づく事業の実施状況や進捗状況、成果について年度ごとに「点検・評価」するほか、計画策定段階に対し「量の見込み」や「確保数」等に大きな差異が生じた場合は、中間年度（令和4年度）を目安として、必要に応じて計画の見直しを実施します。

